

令和 6 年 度

教 育 行 政 執 行 方 針

美 唄 市 教 育 委 員 会

目 次

1	はじめに	1
2	幼児教育	2
3	学校教育	2
4	社会教育	10
5	むすび	14

1 はじめに

令和6年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

人口減少や少子高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展などにより、個人の価値観の多様性やライフスタイルの多様化など、予想を超える様々な社会の変化の中、先行きの見通せない時代となっています。

このような不確かな時代にあっても、豊かな人間性と創造性を備えた、これからの社会を担う子どもたちを育成するという教育の使命は、いかなる時代においても変わることのない普遍的なものであります。

また、人生100年時代において、市民一人一人が生涯を通じた学びの支援により、心豊かで健やかな人生を送ることができるよう、多様な学習の機会を提供することが大切であります。

教育委員会といたしましては、未来を切り拓く子どもたちを誰一人取り残すことなく、これまで進めてきた「地域に根ざし、暮らしに学ぶ」という視点で、地域の豊かな自然環境や歴史、文化を生かした教育を推進し、ふるさとに誇りと愛着を持った人間性豊かな子どもたちの育成に努めるとともに、市民の皆様が「いつでも、どこでも、誰もが」自ら学び、活動できる生涯学習の充実を図ってまいります。

令和6年度の教育行政の執行に当たりましては、以上の基本的な考え方に基づき、学校教育と社会教育を両輪としながら、「第7期美唄市総合計画」を着実に推進し、「美唄市教育大綱」の基本理念に沿った、教育の振興と充実、「第3次美唄市生涯学習推進計画

前期基本計画」の目指すべき姿である「地域に根ざし、暮らしに学ぶ、全ての世代が活躍できるまちづくり」の実現に向け、市長部局と連携を図り、各分野の施策に全力で取り組んでまいります。

2 幼児教育

はじめに、幼児教育について申し上げます。

幼児教育の充実

幼児期は、多様な生活体験の中で学んだ基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、運動能力の向上が図られるなど、生涯にわたる人格形成の基礎を育む重要な時期であり、幼児教育と学校教育の連携が不可欠であります。

このため、子どもたちが円滑に小学校生活を始められるよう、幼稚園や保育園等と小学校との交流・連携を深めるとともに、切れ目のない支援体制を構築し、質の高い教育を提供できるよう、幼児教育の一層の充実に努めてまいります。

また、旧栄幼稚園を子どもたちの活動の場、幼稚園教諭や保育士を目指す学生が学ぶ場として活用するなど、生涯続く学びの芽生えを培う幼児教育の推進に取り組んでまいります。

3 学校教育

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力の育成

一点目は、「確かな学力の育成」についてであります。

今日の学校教育においては、新しい時代を生きる子どもたちに必要とされる資質・能力を確実に育むとと

もに、多様な子どもたちを誰一人取り残さない教育を推進することが求められています。

このため、各学校においては、「主体的・対話的で深い学び」を通して、新しい時代に対応できる確かな学力の定着を図るべく、家庭や地域と連携・協働した教育活動を推進するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、ICTを活用した授業を積極的に展開するなど、教育活動の充実に努めてまいります。

また、児童生徒一人一人の学習進度や理解度に応じた学びを効果的に進めるため、新たにタブレットを活用した「AIドリル」を全学年に導入し、個別最適な学びの、より一層の充実と基礎学力の定着につなげてまいります。

さらに、「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」等の結果を踏まえた取組を進めるとともに、講師を招聘した各種研修等を開催し、専門的助言を日々の授業へ積極的に反映させるほか、学力向上プロジェクトチーム作成の「確かな学力育成プラン」を活用した授業改善の取組を、校長のリーダーシップのもと、全教職員が一つのチームとなって展開してまいります。

外国語教育については、グローバル社会を生きる子どもたちが、視野を広く持ち、未知なる時代を切り拓く力を身に付けることができるよう、外国語指導助手を有効に活用し、外国の言語や文化について理解を深め、コミュニケーション能力を高めるなど、英語力向上に取り組んでまいります。

美唄らしい特色ある教育の推進については、グリーン・ルネサンス推進事業における農業体験などを継続し、農業や自然など、地域にある物や人の知恵を活用して「地域に根ざし、暮らしに学ぶ」という考え方をもって、自ら学ぼうとする意欲や豊かな心を育むことのできる「農業で学ぶ」教育活動を進めてまいります。

市内道立高等学校との連携については、高校が行うPR活動やキャリア教育活動のほか、高校と小中学校との授業交流や市内中学生の1日体験入学などに対する支援を継続してまいります。

また、学校支援地域本部では、学校・家庭・地域が一体となり地域ぐるみで、子どもたちの学びを支援してまいります。

さらに、子どもたちの学習意欲の向上や学習習慣の定着に向け、同じ校区の小中学校が一緒に取り組む「家庭学習強化週間」の実施や「家庭学習の手引き」の活用などにより、引き続き、望ましい生活習慣と家庭学習の定着に努めてまいります。

新たな義務教育制度

二点目は、「新たな義務教育制度」についてであります。

義務教育においては、少子化に伴う児童生徒数の減少や多様化・複雑化する社会状況の変化等を背景に学校の小規模化が想定される中、地域社会の実情に応じた活力ある学校づくりの推進が求められています。

このため、小中一貫校や義務教育学校の導入を含めた、教育内容の方向性やこれからの学校づくりについて調査・研究を進めてまいります。

三点目は、「豊かな心の育成」についてであります。

子どもたちの豊かな人間性を育成するためには、よりよい仲間づくりにつながるピア・サポート等の取組を通じて、自尊感情や自己有用感、思いやりや豊かな感性を育むとともに、誰もが自己の成長を実感し、達成感の持てる授業づくりに取り組むなど、子どもの理解に基づいた寄り添う指導に努めてまいります。

また、美唄の将来を担う子どもたちが、本市の歴史や文化、自然、産業を学び、それらを有効に活用した「地域学・美唄学」を積極的に展開するなど、ふるさとに愛着と誇りを持てるよう「ふるさと教育」を推進してまいります。

道徳教育については、児童生徒が生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断など、豊かな人間性・社会性を育む「心の教育」を進めてまいります。

不登校児童生徒の対応については、様々な要因による不安やストレスなどを抱える子どもへの支援も含め、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関が連携を密にし、児童生徒や保護者の悩み、不安等に寄り添った組織的な支援を進めるとともに、適応指導教室での指導にもつなげてまいります。

いじめの対応については、いじめは絶対に許されるものではなく、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得るものであるという確固たる認識のもと、望ましい人間関係を築く力を育むなど、各校が実施するいじめの未然防止に向けた集会活動等の取組を支援し、「い

じめを生まない環境づくり」と積極的な認知による「いじめ見逃しゼロ」となるよう組織的対応による早期発見・早期対応に努めてまいります。

健やかな体の育成

四点目は、「健やかな体の育成」についてであります。

子どもたちが、生涯にわたって健康な生活を送るためには、日頃から、リズムある生活を送るなど、健康を意識した取組を進めていくことが大切であるため、望ましい生活習慣や食習慣などを身に付けることができるよう、学校と家庭が連携して、啓発と指導に努めてまいります。

学校給食については、健全な食生活を実践できる、何よりも重要な「生きた教材」であります。

このため、学校給食を通じて、命の大切さや地域の食文化、地場産業等に対する理解を深め、自然の恵みや生産者の努力に感謝する心を育みながら、「美唄の給食がおいしかった」と喜んでもらえるよう、安全で安心な質の高い給食の提供に努めるとともに、保護者の経済的な負担軽減を図るため、引き続き、学校給食費の無償化を行ってまいります。

体力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や「新体力テスト」の結果を踏まえ、全学年で運動に親しむ意識の醸成を図り、専門的な知識や技能を有する外部指導者等による個に応じたきめ細やかな指導を実施するなど、子どもの体力の向上を目指した体育科の授業改善を推進するとともに、縄跳びや持久走など「一校一実践」の継続的な取組を通じ

て運動習慣の確立に努めてまいります。

薬物乱用防止教育や喫煙防止教育については、子どもたちが薬物や喫煙が心身に及ぼす影響を正しく認識することが重要であることから、美唄警察署や美唄市医師会など関係団体のご協力をいただきながら、児童生徒の正しい判断力と行動力を育む取組を進めてまいります。

特別支援教育の充実

五点目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

特別支援教育については、長期的な視点に立ち、幼児期から中学を卒業するまで、切れ目のない一貫した取組とともに、一人一人の実態に応じた適切な指導が大切となります。

このため、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用はもとより、各校に特別支援教育支援員を配置するなど、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を提供してまいります。

また、教職員や支援員の資質向上を図るため、美唄市特別支援教育連携協議会や関係機関、各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、研修を実施するなど、特別支援教育の充実に努めてまいります。

信頼される学校づくり

六点目は、「信頼される学校づくり」についてであります。

地域に開かれ信頼される学校づくりを実現するためには、地域の実態や要望を的確に捉え、地域とともに

学校運営を行うことが求められています。

このため、「コミュニティ・スクール」の活動を通じて、保護者や地域の皆様が学校運営に参画しやすい環境を整え、共通理解と連携・協力のもと、より良い学校づくりを進めてまいります。

就学援助制度については、経済的な理由により、児童生徒の学用品費やクラブ活動費等の支払いが困難な世帯に対して、引き続き、支援を行ってまいります。

高校生への支援については、経済的な理由により修学が困難な生徒を対象とした返還不要の奨学金を引き続き給付し、全ての子どもたちが希望する教育を受けることができる環境の整備に努めてまいります。

教職員の不祥事根絶に向けては、児童生徒や保護者、地域の皆様の信頼を損なうことのないよう校内研修や個人面談の一層の充実を図り、法令や服務規律の遵守について、教職員に対し、指導を徹底してまいります。

特に、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではありません。

このため、研修など、あらゆる機会を通じて、子どもに寄り添い、使命感と責任感をもって取り組むよう指導してまいります。

学校における働き方改革については、校務支援システムの有効な活用による業務改善と教職員の意識改革を進めるとともに、スクール・サポート・スタッフの配置により、教職員の負担軽減を図り、子どもたちと向き合う時間の充実に努めてまいります。

部活動の地域移行については、少子化の影響によ

り、学校単位での活動が難しくなっていることや教職員の働き方改革を推進することなどから、中学校の部活動を地域に移行するため、学校や関係団体等で構成する協議会を設置し、具体的な取組について、検討を進めてまいります。

教職員の健康管理については、定期的な健康診断やストレスチェックのほか、各学校での個人面談により、教職員の健康の保持とメンタルケアの充実に努めてまいります。

児童生徒の安全の確保については、警察署や消防署などの外部機関と連携し、災害や緊急事態から身を守るための安全教育に取り組んでまいります。

教職員研修の充実

七点目は、「教職員研修の充実」についてであります。

グローバル化や情報化の進展により、教職員自身が新たな知識・技能の修得に継続的に取り組むため、北海道教育委員会や空知教育センターが行う各種研修会への参加のほか、外部講師を招聘した研修会を開催するなど、教職員の資質向上に努めてまいります。

また、美唄の歴史や文化、産業などを学び、これらを授業等に生かすことができるよう、郷土史料館や日本遺産などの地域資源を活用した「ふるさと美唄研修」を引き続き、実施してまいります。

学校施設の整備

八点目は、「学校施設の整備」についてであります。

学校施設については、子どもたちが健康で安心して

学ぶことができる学習環境を整備するため、小中学校の普通教室や特別支援教室等への冷房設備工事を進めてまいります。

また、美唄中学校の老朽化が著しい給食用小荷物専用昇降機や地下タンクの改修を実施するほか、老朽化したマイクロバス1台を更新いたします。

4 社会教育

次に、社会教育について申し上げます。

青少年の健全育成

一点目は、「青少年の健全育成」についてであります。

少子高齢化や核家族化の進展、インターネットの利用に起因するトラブルや犯罪、ひきこもり、子どもの貧困問題など、青少年を取り巻く社会・生活環境が大きく変化する中、地域との連携・協働等により、社会全体で青少年が健やかな成長を積み重ねていくことができるよう、安全・安心な環境づくりが重要であります。

このため、青少年の健やかな成長を支える取組として、ジュニアチャレンジスクールやキッズダンス、各種体験教室などを開催するほか、子ども会育成連絡協議会や地域青少年指導対策部会等と連携し、健全育成に向けた指導と啓発を行ってまいります。

また、放課後児童施設については、令和5年度に導入した児童の入退室管理システムの本格運用により、保護者に安心して利用していただけるよう、施設の充実に努めてまいります。

生涯学習活動の充実

二点目は、「生涯学習活動の充実」についてであります。

市民の自主的で主体的な学びや市民相互の学習活動は、豊かな人間性を育み、地域力を高める大きな力となるものであります。

このため、市民の皆様が地域に根ざし、生涯にわたって学び続け、その学びの成果をまちづくりに生かすことができるよう、多様な学習の機会を提供するとともに、生涯学習関連情報の発信に努めてまいります。

郷土史料館については、地域の人材や文化資本の蓄積を目指した「地域学・美唄学」の取組を推進する拠点として、本市の歴史や魅力の再発見のほか、地域の方々の記憶や貴重な経験等を次世代の子どもたちにつなぐ取組、多様な学習意欲に対応した講座など、様々な事業の実施に取り組んでまいります。

図書館については、蔵書や図書館資料の整備・充実を図るため、図書館システムを更新するとともに、指定管理者と連携し、利用者の求める情報を的確に提供するレファレンスサービスの充実に努めてまいります。

また、企画展示やインターネット予約サービスの充実を図るほか、市内各地への移動図書館車の巡回など、読書に親しめる環境づくりに努めてまいります。

文化芸術の振興

三点目は、「文化芸術の振興」についてであります。

文化芸術の振興については、文化や芸術の楽しさを幅広い世代の皆様にご覧いただき、創造性や感性を育

み、心豊かな生活につながるよう、文化団体等と連携し、市民文化祭をはじめとする発表の機会を提供するほか、鑑賞や体験できる事業の開催など、文化芸術に触れる機会の充実に努めてまいります。

公民館・市民会館については、指定管理者と連携を図り、市民の皆様の相互交流や文化活動の充実につながるよう、利用促進に努めてまいります。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄については、美術館の魅力を市内外に発信するとともに、文化芸術の交流などが促進されるよう、指定管理者と連携を図り、適切な管理運営に努めてまいります。

また、旧体育館の耐震化に向けた実施設計を行うなど、美術館全体の計画的な保全・整備に努めてまいります。

文化財等の保護

四点目は、「文化財等の保護」についてであります。

市内にある北海道及び市指定文化財については、本市の歴史と文化を知る上で、欠くことのできない文化遺産であります。

このため、有形文化財である美唄屯田兵屋や旧桜井家住宅等については、適切な維持・保全に努めるとともに、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りについては、保存会との連携を図り、後世への継承に努めてまいります。

社会教育施設の充実

五点目は、「社会教育施設の充実」についてであります。

生涯スポーツの振興

公民館・市民会館などの社会教育施設については、市民の皆様をはじめ、様々な方の自主的、積極的な活動の場として、安全で快適に利用していただけるよう、指定管理者等と連携を図り、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

六点目は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興については、「スポーツ健康都市宣言」に基づき、運動やスポーツを通して、人とのつながりを育み、より良い生活を身に付けるため、ライフステージに応じたスポーツの推進に取り組んでまいります。

事業の推進に当たっては、総合型地域スポーツクラブ「美唄どんまいスポーツクラブ」やスポーツ推進委員、地域おこし協力隊などと連携し、子どもたちの運動能力を高めるコーディネーショントレーニングや基礎体力の向上を目的とした体力づくり教室を開催してまいります。

また、令和5年度に増改修を行った体育センターのクライミング・ウォールの活用を促進するため、スポーツクライミングの指導ができる地域おこし協力隊を増員するほか、美唄市スポーツ協会や各スポーツ団体などと連携・協働しながら、市民の皆様が楽しく運動できる機会の提供に努めてまいります。

さらに、2024パリオリンピック柔道男子60kg級代表であります美唄市出身の永山竜樹選手を応援するため、市長部局と連携し、様々な取組を進めてまいります。

スポーツ大会の誘致

七点目は、「スポーツ大会の誘致」についてであります。

スポーツ大会の誘致については、競技スペースの改修を進めてきた総合体育館や体育センターを中心に全道規模の大会を誘致するとともに、美唄市スポーツ協会や各スポーツ団体などと連携・協働しながら、スポーツ施設を活用した大会の開催に向け、取り組んでまいります。

スポーツ施設の整備

八点目は、「スポーツ施設の整備」についてであります。

スポーツ施設については、市民の皆様のスポーツ活動の場として、安全で快適に利用していただけるよう指定管理者等と連携し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

総合体育館については、老朽化の著しい屋上の改修工事を実施するほか、トレーニング室のランニングマシンを更新してまいります。

市営野球場については、グラウンドの排水機能を向上させるため、暗渠管の増設と排水管を更新してまいります。

また、温水プールの照明をLEDに改修するほか、サン・スポーツランド美唄のテニスコート周辺の整備を実施してまいります。

5 むすび

以上、令和6年度の教育行政における主要な方針について申し上げます。

昨年、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移

行し、社会全体が少しずつ日常生活を取り戻しつつあります。

そのような中、本市の未来を担う子どもたちには、生涯を通じて学び、考え、困難を乗り越えながら、新しい時代を切り拓く力強さが必要とされており、そして、教育には地域社会を活性化させる原動力としての役割が求められているところであります。

教育委員会といたしましては、子どもたちがふるさとへの愛着や誇りを持ち、自らの夢や希望に向かって、たくましく生きていくための総合的な「人間力」を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域はもとより、関係機関・関係団体等との連携を深めるなど、子どもたちの学びを支える体制を強化するとともに、市民の誰もが豊かに学ぶことのできる生涯学習環境のより一層の充実・発展に向け、全力で取り組んでまいります。

市民の皆様並びに市議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。